

鈴鹿大学非常勤講師の地位確認を求める裁判の

公正判決を求める要請書

津地方裁判所 民事部 御中

要 請 書

学校法人享栄学園鈴鹿大学が主張する〈労働契約の終了〉は、労働者に対する合意解約の強制以外の何ものでもなく、労働者の生活を保護するために制定された労働法制度の全面的な否定以外の何ものでもありません。地位が不安定な非常勤講師、そして日本の有期労働者が人間らしく生きていける社会をつくるために、当事者2人の労働者としての地位を認める判断を厳正かつ適正に行ってください。

本件は、2002年度から鈴鹿大学の非常勤講師として、留学生向けの日本語の授業等を担当してきた大本達也さんたち2人は、2019年度から、それまでの1年単位での労働契約から、労働契約法18条に基づいて、鈴鹿大学との間で「期間の定めのない労働契約」(無期契約)に転換し、これから定年まで鈴鹿大学での仕事が継続することが保障されたため、今後は、安定した労働環境のもと、授業をよりよいものにしていこうと張り切っていたところでした。

ところが2021年1月14日、鈴鹿大学は2人に対して、「毎年度締結する貴殿との雇用契約書につきましては、2021年度は、締結しない」とし、さらに団体交渉で確認したところ、大学側は「契約が終了した」と言ってきたのです。さらに組合側が「これは解雇か」「解雇であるとすればその理由は何か」と聞いても、それ以上の説明をきっぱりと拒否し、授業担当のコマがないことを理由に無期労働契約そのものの効力を無視して、当事者に退職の合意を迫ったのです。

合意がないかぎり解約できないはずの労働契約の解約合意を当事者に強制しています。また、「解雇」(一方的な解約)とも認めない、というのが大学側の姿勢でした。せっかく労働者の雇用の安定のために2012年に成立した改正労働契約法で創設(改正法の施行は2013年)された無期転換制度を無意味にするような使用者側の対応を許すことはできません。

貴裁判所において、法の趣旨に則った公正な判決をされるようお願い申し上げます。

2022年 月 日

連絡・署名送付先

非正規労働者の安定した雇用を支援する会

〒460-0005 名古屋市中区東桜2-22-15 いずみビル4F
全労連名古屋中地域センター気付け〒510-0243 鈴鹿市白子4-4-3 フレンドハウス白子
鈴鹿亀山地域労働組合総連合気付け

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		

【とりあつかい団体】

無期労働契約なのに 無期転換後のクビ引き撤回を求める裁判にご支援を

次年度仕事がない

と理由も告げずに職場から追い出し

鈴鹿大学

「契約は終了した」と。

「解雇」とも「退職」ともいわずに

「次年度の契約を締結しない」との鈴鹿大学からの非常勤講師への連絡。それは、翌2021年4月からの非常勤講師の仕事がないことを意味しました。すぐに東海圏大学非

常勤講師組合が仕事の回復を求めて団体交渉を実施しました。すると大学の回答は「契約の終了」。側面では「契約の終了」。とんでもありません。当事者たちはいざいざ労働契約法18条に基づいて法的問題なので言えない。答は、「解雇かどうかは判。ぜひご支援ください。」

無期労働契約を、鈴鹿大学を交わしていたのです。日、津地方裁判所に提訴しました。非正規労働者の雇用が安定がかる裁判。そこで当事者は8月30



裁判所での公正な判断を求める署名に協力

裁判費用の募金を呼びかけます

非正規雇用の安定のために裁判は負けません。津地裁からさらに最高裁へ、長期にわたって弁護団が全力を投入できる体制を確保するため、ぜひカンパをお願いします。目標を400万円と設定しました。振込先は下記。混乱を避けるためにメールいただけると助かります。

三菱 UFJ 銀行守山支店

通預金 口座番号 0092953
東海圏大学非常勤講師組合
執行委員長 牛田幸子

仕事は金輪際ない。裁判所で争ってくれ。契約は終了した」といづばかりです。



<http://www.admin-l.sakura.ne.jp/shomei/shomei-s.htm>

上記サイトからも署名できます

非正規労働者の安定した雇用を支援する会

〒460-0005 名古屋市中区
東桜2-22-15 いずみビル4F
全労連名古屋中地域センター気付け
〒510-0243 鈴鹿市白子4-4-3
フレンドハウス白子
鈴鹿亀山地域労働組合総連合気付け
E-mail: tokailen-sikkou@googlegroups.com
三菱UFJ銀行 守山支店 普通 0092953
東海圏大学非常勤講師組合 執行委員長 牛田幸子